

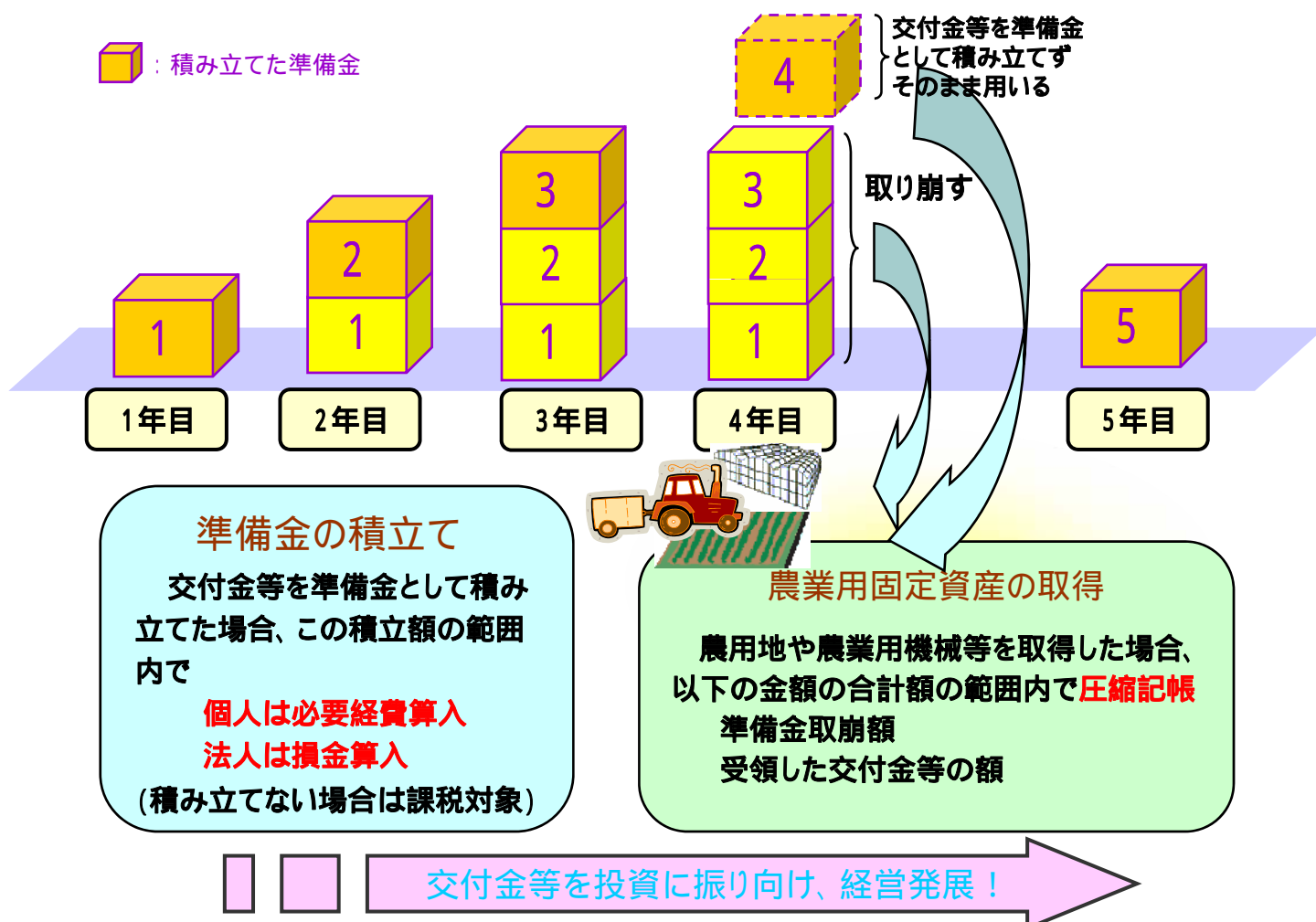
農業経営基盤強化準備金制度とは？

担い手の方が、水田・畑作経営所得安定対策などの交付金や補助金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

さらに、農業経営改善計画などに従い、5年以内に積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金などをそのまま用いて、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳¹ができます。

特例を受けようと思う担い手の方は、一定の方法で記帳²し、確定申告を青色申告で行う必要がありますので、ご注意ください。

- 1 圧縮記帳とは、交付金等により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費(損金)に算入することにより、その年(事業年度)の課税事業所得(所得)を減額する方法です。仕訳についてはP4下段参照。
- 2 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。



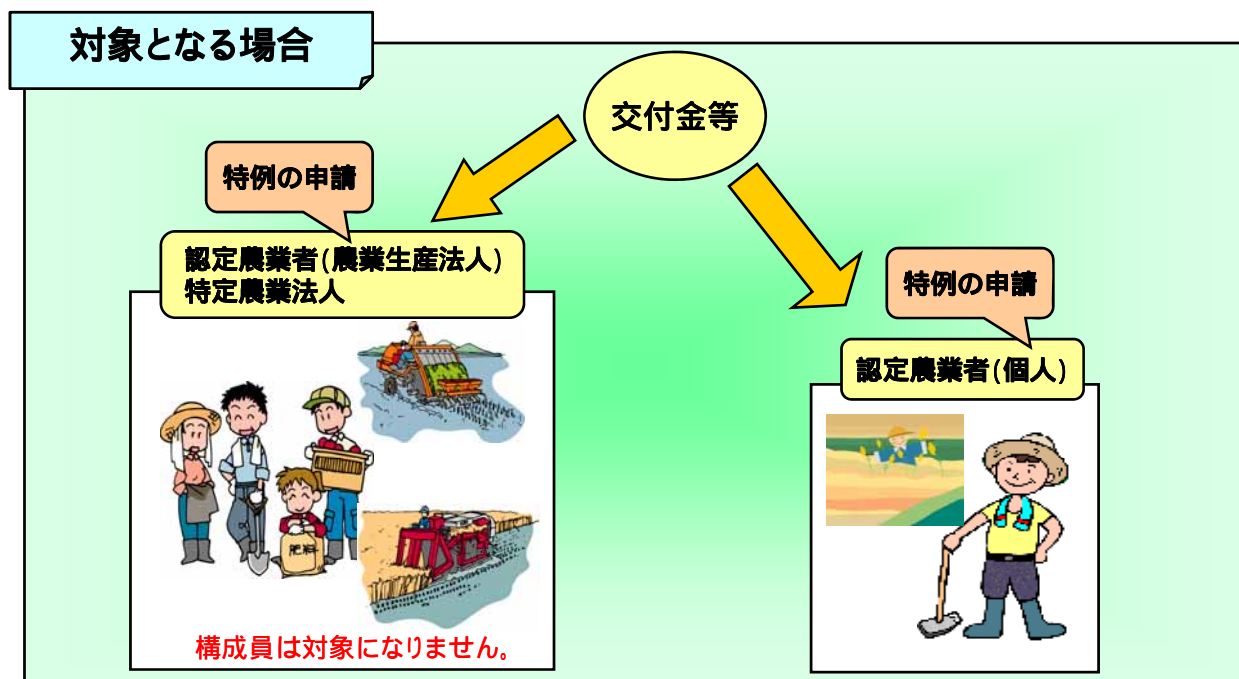
注：積立てから5年を経過したものは、順次、総収入金額(益金)に算入されます。

対象となる担い手

認定農業者(個人・農業生産法人)
特定農業法人



交付金等の交付対象者であり、青色申告により確定申告を行う担い手が対象です。



対象となる交付金や補助金(交付金等)

水田・畑作経営所得安定対策

1. 生産条件不利補正交付金
2. 収入減少影響緩和交付金
3. 担い手経営革新促進交付金

戸別所得補償モデル対策等

4. 戸別所得補償制度実証事業交付金
5. 水田農業構造改革交付金
6. 耕畜連携水田活用対策事業費補助金のうち
取組面積助成事業に係るもの

農地・水・環境保全向上対策

7. 営農活動支援交付金(地方公共団体がこれ
と一体的に交付するものを含む。)

番号は法人税の税務申告に添付する「別表十二(十四) 農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書」の交付金等の該当号(2)に記載する号番号になります。

特例の適用を受けるための計画

それぞれの計画に、この特例によって取得を予定する**農業用固定資産が記載されていることが要件**です。(新たな農業用固定資産を取得しようとする場合には、事前に計画への記載が必要となります。)

認定農業者(個人・農業生産法人)
農業経営改善計画

特定農業法人(認定農業者を除く)
農業経営改善計画と同様の計画

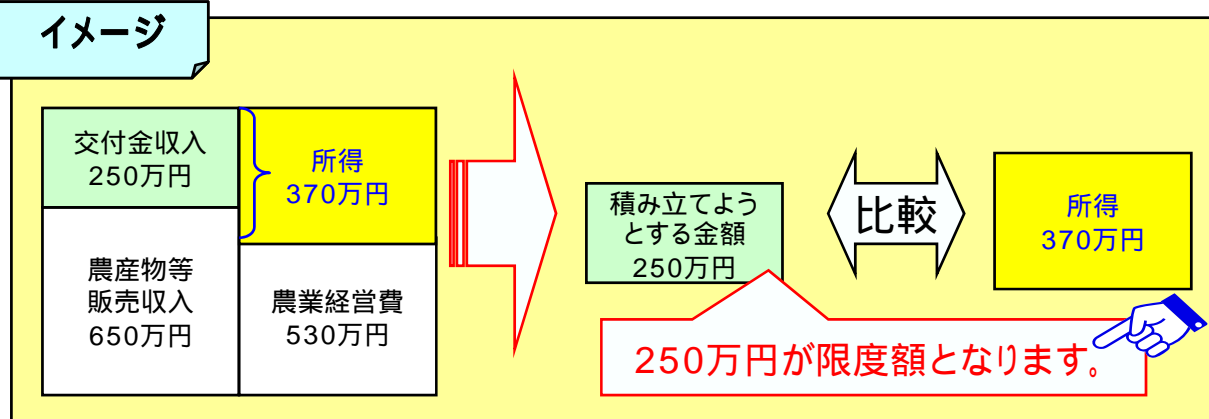
必要経費(損金)算入限度額

(1) 農業経営基盤強化準備金の積立時

1か2のいずれか少ない金額が農業経営基盤強化準備金の積立による必要経費(損金)算入限度額となります。

- 1 準備金として積み立てようとする金額(交付金等収入額の範囲内で農林水産大臣の証明する金額)
- 2 その年(事業年度)の事業所得(所得)の金額

イメージ

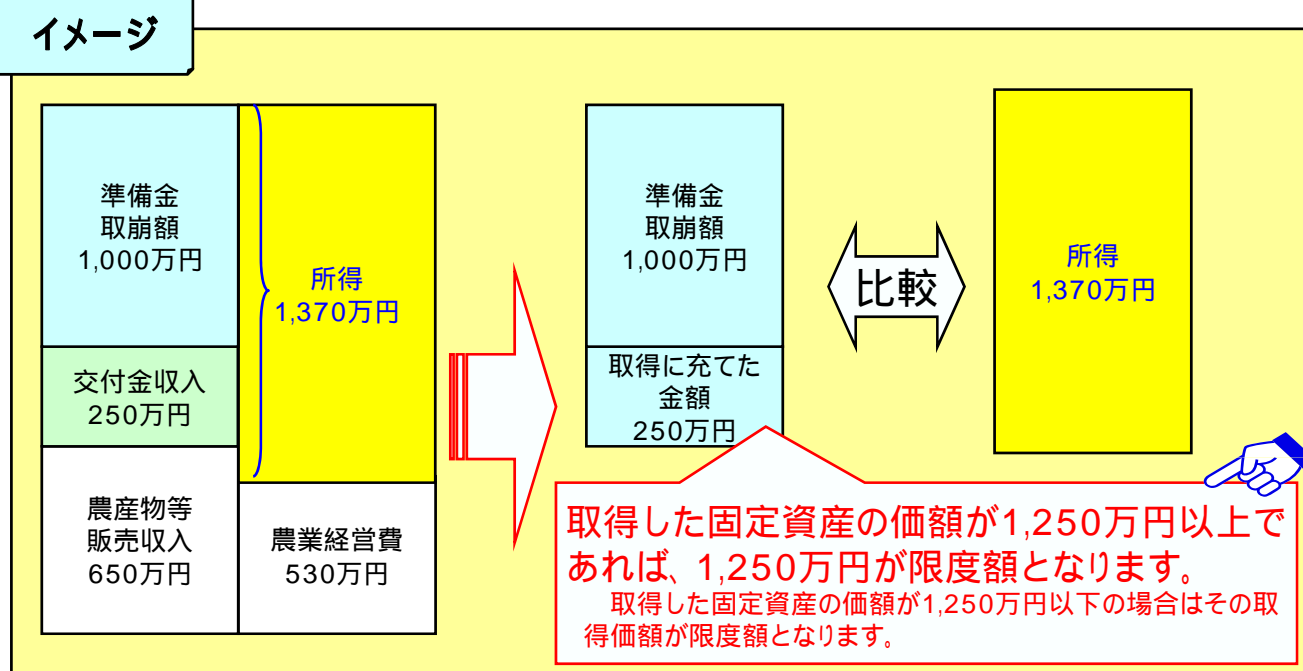


(2) 農用地等の取得(圧縮記帳)時

1か2のいずれか少ない金額が固定資産取得時の圧縮記帳による必要経費(損金)算入限度額となります。(ただし、取得した固定資産の価額が上限)

- 1 準備金の取崩額とその年(事業年度)の交付金受領額のうち農業用固定資産の取得に充てた金額(農林水産大臣の証明する金額)の合計額
- 2 その年(事業年度)の事業所得(所得)の金額

イメージ



農業経営基盤強化準備金の効果(モデル試算例)

認定農業者
農林さんの場合

(所有水田:6.0ha、転作率1/3
(米:4.0ha,麦2.0ha,大豆2.0ha))

(単位;万円)

	特例の適用あり	特例の適用なし
農業収入合計金額 A (B + C)	900	900
うち農産物販売額 B	650	650
うち交付金等収入額 C	250	250
必要経費金額 D (E + F)	780	530
うち農業経営費等 E	530	530
うち農業経営基盤強化準備金繰入額 F	250	0
課税対象所得金額 G (A - D)	120	370
税額 (G × 12%)	14	44

税率は総合課税を勘案し所得税率12%で算出。
農外所得、各種控除はないものと仮定し単純化。

1年間で30万円の効果

積み立てた準備金の取崩額1,000万円とその年に受領した交付金等250万円を用いて、1,500万円の農業用固定資産を取得した場合

取得した農業用 固定資産 1,500万円	固定資産の 帳簿価額 250万円	収入(益金) 準備金取崩額等 1,250万円
	必要経費(損金) 固定資産の 圧縮記帳額 1,250万円	

取得した農業用固定資産を圧縮記帳(P1の1参照)し、取得に充てた準備金の取崩額と交付金等の額の範囲内で必要経費(損金)に算入することで、準備金取崩益と交付金等受領額と相殺

5年以内に積み立てた準備金を取り崩して農業用固定資産を取得しなかった場合

収入(益金) 1年目に積み立てた 準備金の取崩額 250万円

1年目に積み立てた準備金250万円は6年目に取崩し収入(益金)として課税対象

30万円の納税
(250万円 × 12%)

農業経営基盤強化準備金の活用により更なる投資促進！！

農業経営基盤強化準備金制度の経理処理

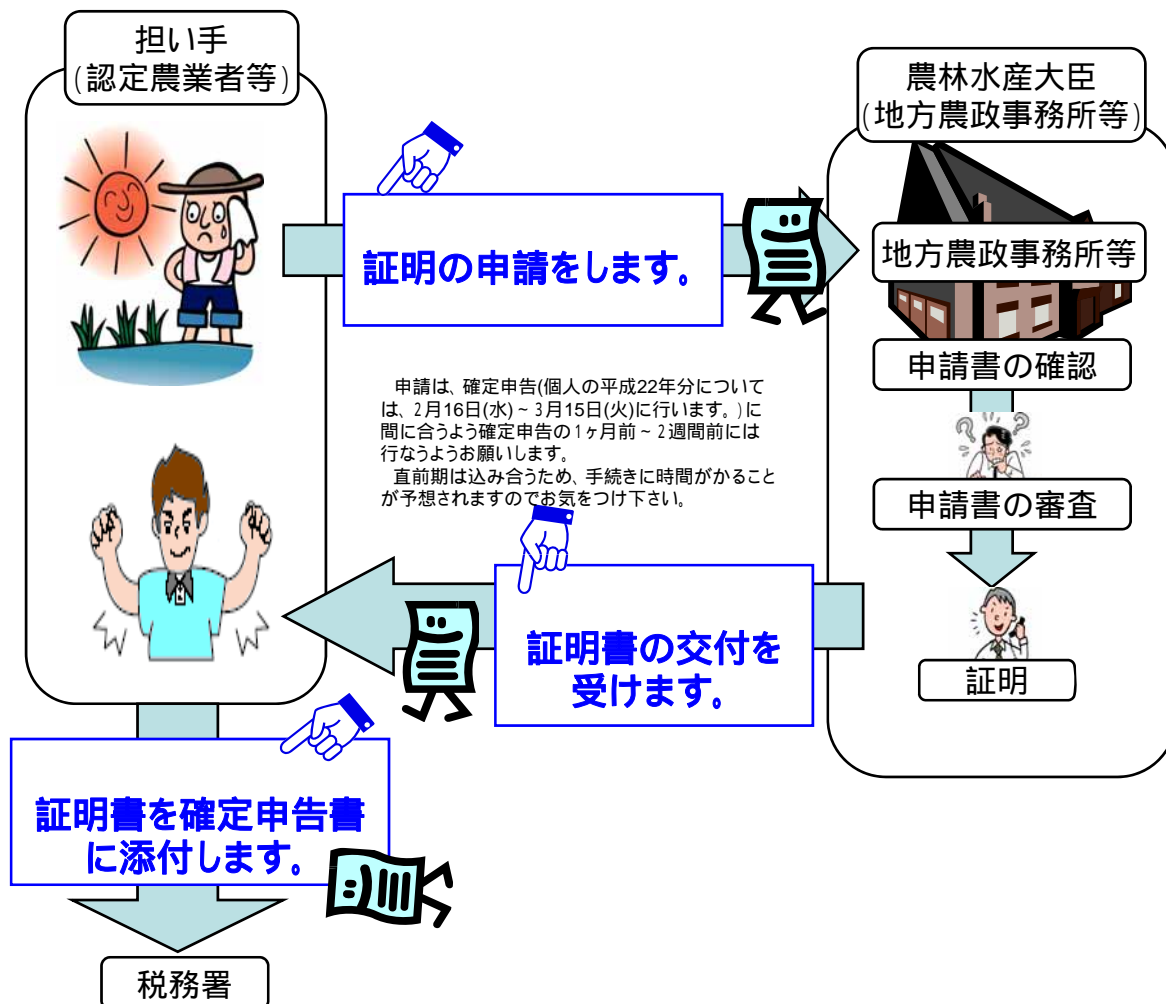
農業経営基盤強化準備金制度に関する経理処理を例示すると、以下のような仕訳となります。

	借方		貸方	
	科目	金額	科目	金額
交付金等を受領したとき	現金・預金		交付金等収入 (収入)	
準備金を積み立てたとき	農業経営基盤強化 準備金繰入額 (必要経費)		農業経営基盤 強化準備金	
準備金を取り崩したとき	農業経営基盤 強化準備金		農業経営基盤強化 準備金繰戻額 (収入)	
固定資産を取得したとき	固定資産		現金・預金	
	固定資産圧縮損 (必要経費)		固定資産	

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるための手続き

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには対象となる金額についての農林水産大臣の証明書が必要です。

この証明・申告手続は、青色申告を行っている方であれば、さほど難しくありませんが、不明な点があればお気軽に地方農政事務所等にお問い合わせ下さい。



積立時の証明の申請書類

証明申請書
準備金に関する計画書兼実績報告書
交付金等の交付決定通知書等
(P2左下の各交付金や補助金に関する積立年(事業年度)のもの)
農業経営改善計画等
(P2右下の各計画のもの)
貸借対照表等の財務諸表(2年目以降、前年の確定申告書の控用の写)

取得時の証明の申請書類

証明申請書
準備金に関する計画書兼実績報告書
交付金等の交付決定通知書等
(P2左下の各交付金や補助金に関する積立年(事業年度)のもの)
農業経営改善計画等
(同左)
貸借対照表等の財務諸表(準備金を充当する場合)
取得した固定資産の領収書等

担当部署 農林水産省経営局経営政策課経営税制担当
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)5140 (直通)03-3502-6441